



補助金手続きのご案内

1

海老名市企業立地 促進支援事業奨励補助金

2

海老名市オフィス拠点 形成支援事業補助金

◇各補助金の詳細、お手続き、内容につきましては、お問い合わせください。

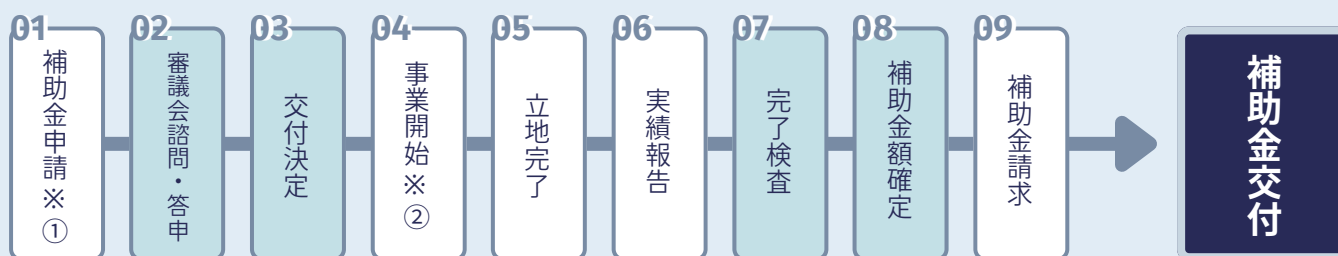
1 海老名市企業立地促進支援事業奨励補助金



- 対象業種：学術研究、専門・技術サービス業（学術・開発研究機関に限る）
製造業、情報通信業
- 対象地域：近隣商業地域、工業専用地域、工業地域、
準工業地域（3,000㎡以上の一団の土地）、
市街化調整区域（他法令等により企業等の立地が認められる場合に限る）
- 投下資本額（立地にあたり発生した用地取得費、建設費、設備費用等の総額）
 - ①新たに市内に立地する場合
 - ・大企業：投下資本額3億円以上
 - ・中小企業：投下資本額5千万円以上
 - ②3年以上市内で操業する企業（同規模の移転又は同一敷地内に同規模の建替え）
 - ・大企業：投下資本額2億円以上
 - ・中小企業：投下資本額3千万円以上
 - ③3年以上市内で操業する企業（市内別地区への新たな事業所の開設・既存事業所の増設・規模の拡大に伴う移転もしくは建替え）
 - ・大企業：投下資本額1億円以上
 - ・中小企業：投下資本額2千万円以上

主な手続きの流れ

- ※1 申請書の提出期限…当該立地等に係る契約締結日の10日前まで
- ※2 事業の開始は交付決定後からとなります。



支援メニュー

企業立地奨励金	
① (1) 企業立地奨励金：投下資本額の10%を交付	限度額 4,000万円
(2) 固定資産税（土地、家屋、償却資産）相当額分の額を3年間に渡り交付	限度額 1,000万円/年
② えびな未来産業奨励金：市内におけるイノベーション創出の促進が認められる事業の立地に対して、投下資本額の3%を交付	限度額 1,200万円
③ 環境施設奨励金：環境保全を目的とした施設等の導入経費の1/2を交付	限度額 1,000万円
④ 市内企業活用奨励金：立地に伴う工事や償却資産の取得で総額1,000万円以上を市内企業に発注した場合、その額の5%を交付	限度額 200万円
⑤ 雇用奨励金：立地に伴い、市内在住者を新規に雇用した場合、雇用する時期に応じて、1人つき10～50万円を交付 ※雇用者が障がい者の場合、10万円を加算	限度額 1,000万円

2 海老名市オフィス拠点形成支援事業補助金



● 主な要件

- ・新たに設置する事務所の床面積が150平方メートル以上であること。
- ・事務所の設置に伴い、市内事業所の総従業員が10名以上増加しかつ当該事務所の従業員が10人以上であること。
- ・新たに購入又は賃貸借する事務所であること。
- ・主として事務業務に使用する事務所であること。
- ・5年間継続して当該事務所に入居し、事業を行うこと。

● 補助額

(1)、(2) いずれかの費用の1/2を補助。【限度額：200万円】

(1) オフィス拠点の形成に係る新設又は改修において発生した工事及び移転費用。

(2) オフィス拠点の入居における売買又は賃貸借契約に係る費用（返還が見込まれる経費は除く。）

※次のいずれかに該当する場合は、補助額に100万円を加算。

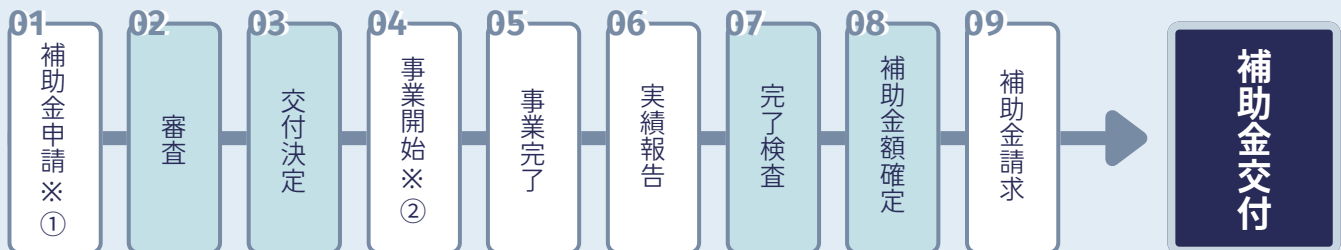
○入居するオフィスを本店とする。

○入居するオフィスの従業員が100名以上。

主な手続きの流れ

※1 申請書の提出期限…オフィス拠点の形成に係る、工事等の実施又は契約を締結する日の14日前まで

※2 事業の開始は交付決定後からとなります。



● お問い合わせ

海老名市 経済環境部 商工課 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1
TEL：046-235-4843 E-mail：syoko@city.ebina.kanagawa.jp

